

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人鈴木道雄記念財団（以下「本財団」という。）定款第16条及び33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費、日当を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、別表1に基づき、支給する。
- 3 常勤役員の退職にあたっては、次条に定めるところにより、退職慰労金を支給することができる。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表2に基づき、支給する。
- 5 前各項の定めにかかわらず、役員等がスズキ株式会社の役員又はスズキ株式会社の取引先の役員である場合は、報酬等は支給しないものとする。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給することができる。なお、死亡により退任した者に対して支給する場合は、その法定相続人に支払う。

- 2 前項の退職慰労金の額は、別表3に基づき、定例報酬月額に在職年数ごとの定例報酬月額に対する支給基準を乗じた額とする。

(報酬の支払方法等)

第5条 報酬の支給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 常勤役員 定例報酬は毎月15日(ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は翌日に繰り下げ、翌日も金融機関が休日の場合は前日に繰り上げる。)とし、退職慰労金は退任後3か月以内とする。

(2) 非常勤役員及び評議員 会議開催の都度

2 報酬は、本人名義の預金口座に振り込む方法で直接その全額を支払う。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 本財団は、役員等がその職務遂行にあたって負担した費用については、別に定める出張旅費規程に基づき、遅滞なく支払う。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改定)

第8条 この規程の改定は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

1 この規程は、2018年5月24日(公益認定日)から施行する。

別表1（第3条関係）

定例報酬月額

役 職	支給額（月額）
理 事 長	600,000 円
専 務 理 事	500,000 円
理 事	450,000 円
監 事	100,000 円

別表2（第3条関係）

役 職	会議等出席1日につき
非常勤役員	10,000 円（源泉徴収後）
評 議 員	10,000 円（源泉徴収後）

別表3（第4条関係）

計算式

$$\text{退職慰労金} = \text{定例報酬月額} \times \text{在職年数}$$

（注1）「定例報酬月額」は、在職期間中の最高月額を使用する。

（注2）「在職年数」のうち1年に満たない部分は、在職月数÷12として計算し、小数点第二位を切り上げる。

（注3）1,000円未満は切り捨てる。